

新規入園用

令和6年度

保育園・幼保園・

認定こども園・

小規模保育事業所入園案内



大垣市こども未来部保育課

入園申し込み及び書類提出について（概要）

● 新年度（令和6年4月）の入園申し込み時期（3ページ、12ページ参照）

区分	期日	時間	場所
第1次募集	10/11（水）～10/13（金）	9：00～12：00	入園を希望する園

↓ 第1次募集で選考から漏れた方や第1次募集期間に申し込みされなかった方

第2次募集	11/27（月）～11/28（火）	9：00～12：00	入園を希望する園 （定員に空きのある園）
第3次募集	12/18（月）～	8：30～17：15	市保育課

※保育園等の利用申込には個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

- ・保護者（申請者）ご本人が申し込みに来られない場合は、委任状（申込書裏面）が必要です。その場合は保護者（申請者）のマイナンバーカードと代理人の方の身元確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）が必要となります。

● 入園申し込みに必要な書類の提出時期（6～7ページ参照）

区分	期日	時間	場所
第1次募集	10/31（火）～11/2（木）	9：00～12：00	入園を希望する園
第2次募集	11/27（月）～11/28（火）	9：00～12：00	入園を希望する園
第3次募集	12/18（月）～	8：30～17：15	市保育課

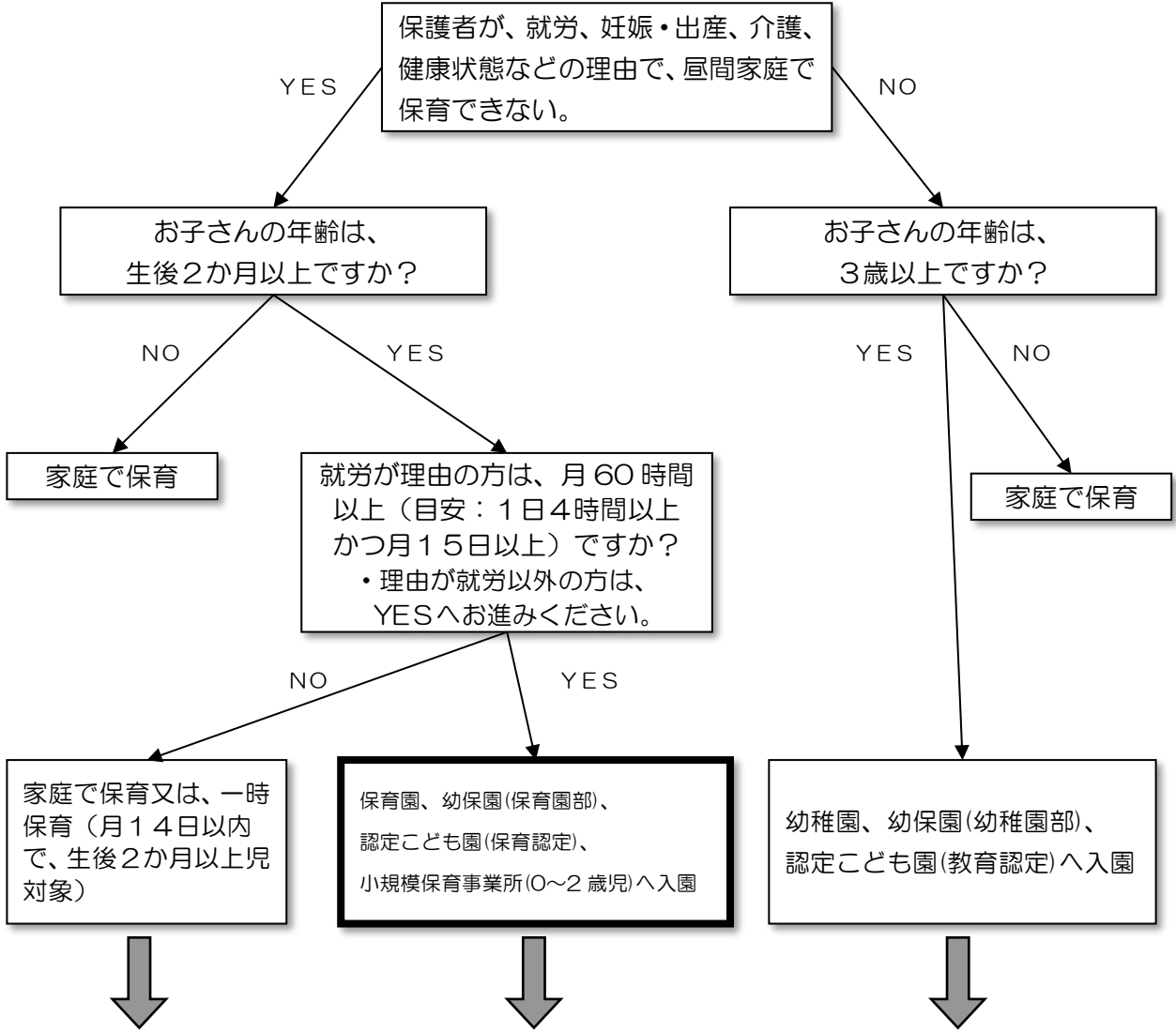
<入園申し込みに必要な書類>


該当世帯	必要書類	備考	
全世帯	就労証明書 又は 状況証明（申出）書	父母（各1枚） 児童と父母が別居している場合等には 児童を養育している方	
該当する世帯のみ	ひとり親世帯	児童扶養手当証書の写し	交付されていない場合は、母子・父子 家庭等医療費受給者証の写し
	身障者等在宅世帯	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当認定通知書 などの写し	
	転入者 （R5.1.2以降）	（令和5年度） 市町村民税所得課税証明書	R5.1.2以降に新しく大垣市に転入さ れた方（※）、父母が単身赴任等で市外 に住所を有する方
	海外赴任されてい る方	（令和4年1月～12月まで の）海外での収入状況を証明す るもの	父母が海外赴任等により海外での収入 がある場合は提出

（※）令和5年11月1日時点で大垣市に住所を有する方で、支給認定申請書兼入園申込書にマイナンバー記入の場合、原則省略可（マイナンバー制度による情報連携で情報が確認できなかった場合は、後日、必要書類を依頼する場合があります）。

入園選択フローチャート（参考）

※ 令和6年4月1日現在で選択してください。



各種子育て支援サービスがございます。詳しくは、「子育て支援アプリ」をご活用ください（入園案内の最終ページ参照）。
また一時保育の詳細はこちらから
↓


条件・概要

- ・就労などで昼間家庭で保育できない乳幼児を対象に保育を行います。
- ・1歳以上から入園（一部の園は2か月～6か月以上）
- ・利用料は、令和5年度及び令和6年度市町村民税により算定します。
- ・土、日、祝日に就労などで保育できない場合は、保育できる制度があります。

条件・概要

- ・幼児を対象に教育を行います。
- ・安井・川並幼稚園、幼保園（幼稚園部）及び認定こども園（教育認定）は3歳以上、西幼稚園は、4歳から入園できます。
- ・土、日、祝日休み。その他夏休み、冬休み、春休みがあります。

※詳しくは、別冊「大垣市立幼稚園・幼保園・認定こども園入園案内」をご覧ください。

❀令和6年度入園申込についての特記事項❀

○ 就労証明書について

令和4年度入園分以前において、大垣市では、独自の様式で就労証明書の提出をいただいておりますが、国の指針により、原則押印不要とした行政手続きにおけるオンライン化の取組みが進められており、令和5年度入園分以降、国の定める【就労証明書の標準的な様式】を使用することとなりました。

つきましては、下記の点にご留意いただき、ご提出ください。

- 就労証明書は令和6年4月1日を基準日として作成してください。
- 就労証明書は保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してください。
- 健康保険証（写）の添付は、不要です。
- 自営業（個人事業主等）の方は、事業の代表者（代表者が保護者本人の場合は、本人）が記載し、6ページ記載の必要書類を添付してください。
- 産前産後休業、育児休業からの復帰により入園される方は、就労証明書内のNo.8・9・11を記載してください。
- データ様式は市のホームページにてダウンロード可能です（18ページ「就労証明書について」QRコード参照）。

【参考】

押印のない就労証明書を偽造、変造（無断作成、改変）した場合について

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役

無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

就労証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

《 も く じ 》

I 子ども・子育て支援制度について	・・・・・・・・・・1
II 入園申し込みについて	・・・・・・・・・・2～5
III 入園の申し込みに必要な書類について	・・・・・・・・・・6～7
IV 利用料（保育料等）について	・・・・・・・・・・8

《 資料 》

保育園等と幼稚園・幼保園(幼稚園部)の比較表	・・・・・・・・・・9
保育園・幼保園・認定こども園・小規模保育事業所一覧表	・・・・・・・・・・10
保育園・幼保園・認定こども園・小規模保育事業所配置図	・・・・・・・・・・11
支給認定申請書兼入園申込書の記入方法（新規用）	・・・・・・・・12～13
就労証明書及び状況証明（申出）書 記入例	・・・・・・・・14～15
利用料（保育料等）徴収基準額表	・・・・・・・・16～17
保育施設・幼稚園 情報等 大垣市 HP QRコード一覧	・・・・・・・・18



I 子ども・子育て支援制度について

保育園、幼保園（保育園部）、認定こども園（保育認定）及び小規模保育事業所（以下「保育園等」という。）を利用するには、入園手続きの際に支給認定申請書を提出し、以下の区分のとおり教育・保育の必要性、年齢に応じた支給認定を受けることが必要になります。

【支給認定区分とその内容】

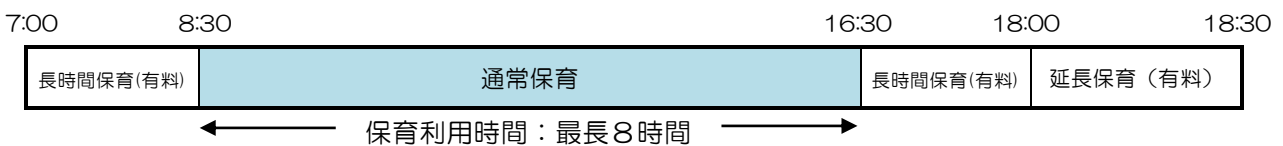
子どもの年齢	家庭の状況	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	教育を希望する場合	1号認定*	幼稚園(一部を除く) 幼保園(幼稚園部) 認定こども園(教育認定)
満3歳以上	保護者の就労や疾病等により 保育を希望する場合	2号認定	保育園 幼保園(保育園部) 認定こども園(保育認定)
満3歳未満	保護者の就労や疾病等により 保育を希望する場合	3号認定	保育園 幼保園(保育園部) 認定こども園(保育認定) 小規模保育事業所

* 1号認定については、別冊「大垣市立幼稚園・幼保園・認定こども園入園案内」をご覧ください。

【保育標準時間・保育短時間について】（2・3号認定）

2・3号認定の原則的な保育時間は『保育短時間(8時間)』です。

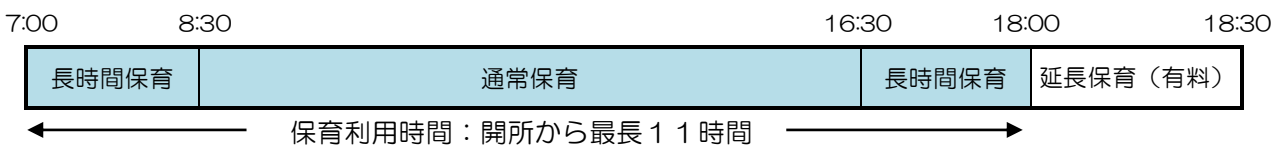
○ 例：丸の内保育園（公立）の場合



1か月の就労時間が120時間以上（休憩時間除く）の場合は、『保育標準時間(11時間)』の利用が可能です（1か月の就労時間は、父母等のうち、短い方の就労時間を適用します）。

※就労状況に応じて、最長11時間の利用が可能です。

○ 例：丸の内保育園（公立）の場合



※ 通常保育時間及び開園時間は園ごとに異なります。（9、10ページ参照）

【2・3号認定を受けて保育園等を利用する場合の手続きの流れ】

利用を希望する方	保育園等	大垣市
支給認定申請書兼入園申込書の提出 10/11(水)~13(金) 9:00~12:00	受取	支給認定申請書兼入園申込書の受付
必要添付書類の提出 10/31(火)~11/2(木) 9:00~12:00	受取	↓ 支給認定の審査、利用調整 利用料の決定のため市民税額の確認等
入園に関する決定通知書、 支給認定証等の受領 3月下旬	(郵送)	↓ 入園に関する決定通知書、 支給認定証等の交付

※ 支給認定証は審査に時間を要するため、入園に関する決定通知書と同じ時期（3月下旬）にお送りします。

Ⅱ 入園申し込みについて

保育園等へ入園を希望される方は、次のことをよく読んで入園申し込み手続きをしてください。

◎保育園、幼保園、認定こども園及び小規模保育事業所とは

保育園等は、保護者（両親と別居している場合等には児童を養育している者）が働いていたり、病気などのために家庭で保育できない（保育を必要とする）乳幼児を保護者に代わって保育するところです。

したがって、集団生活を体験させるためや下のお子さんに手がかかるためということ等では入園の対象となりませんので、ご注意ください。

◎保育園等への入園基準

保育園等への入園は、大垣市の住民で、保護者が次のいずれかの事情に該当し、家庭で乳幼児を保育することができないと認められる場合です。

1	就労等	居宅外労働	月60時間以上（目安：1日4時間以上かつ月15日以上）の就労が必要です。
		居宅内労働	児童の保護者が家庭の外で日常的に仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
			児童の保護者が家庭で日常的に家事以外の仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
2	妊娠・出産		児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 →入園期間は、産前(出産予定日)6週間前(※)の月初から、産後(出産日)8週間後の月末までです(※多胎妊娠の場合、14週間前)。
3	疾病・障がい		児童の保護者が病気、負傷、心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
4	介護等		児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
5	災害復旧		火災や、風水害や、地震などの不幸があり、家を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
6	求職活動		児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 →入園期間は3か月です。ただし、入園3か月目の20日までに就労証明書の提出があれば、入園期間の延長が可能です。
7	就学		児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

※ 就労等で入園し、育児休業を取得する場合は、家庭で保育することができないと認められないため、産後8週間を経過した後、退園していただくこととなります。ただし、3歳以上児クラスの児童、及び一定の条件を満たした2歳児クラスの児童については、児童の発達上等継続して通園することが適切だと考えられるケースがあるため、通園を継続することは可能です。

なお、育児休業明けで職場に復帰する際には、入園の予約受付制度がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

◎ 4月入園の申し込み方法

令和5年10月11日（水）・12日（木）・13日（金）〔受付時間 9：00～12：00〕の3日間【第1次募集】に、入園を希望する保育園等へお越しいただき、支給認定申請書兼入園申込書（ホームページからダウンロード、または申し込み期間に保育課・園で配布）を記入して提出してください（記入方法については、12～13ページを参考にしてください）。

申し込みができるのは、1園のみです。複数の園へ同時に申し込まれた場合、すべての園の受付を取り消すことがあります。

第1次募集の入園申込者数が、定員を超えた場合は、選考基準を基に優先度が高い世帯の児童から順に入園となります。各園の申込状況（選考の有無）は、10月末頃に市のホームページに掲載（18ページ「各種お知らせ」QRコード参照）し、各保護者には必要書類の提出日（10月31日～11月2日）にお知らせします。選考結果については、11月22日頃に、各世帯へ選考結果通知書を発送する予定です。

第1次募集で選考から漏れた方や、第1次募集期間に申し込みをされなかった方については、第2次募集として、定員に空きがある保育園等で入園受付を実施します。なお、第1次募集期間に申し込みをされなかった方の支給認定申請書兼入園申込書等は、令和5年10月16日（月）以降、保育園等及び保育課で随時配布します。

第2次募集の入園申込者数が、定員を超えた場合は、第1次募集と同様に選考基準を基に選考し、後日、各世帯へ選考結果通知書を発送します。

※ 令和5年12月18日（月）以降は、保育課で随時申し込みを受付しますが、入園は申し込み順となります。

<申し込み期間一覧>

区分	申し込み期間	必要書類提出期間	場所
第1次募集	10/11（水）～10/13（金） ※受付時間「9：00～12：00」	10/31（火）～11/2（木） ※受付時間「9：00～12：00」	入園を希望する園
↓ 第1次募集で選考から漏れた方や第1次募集期間に申し込みされなかった方			
第2次募集	11/27（月）～11/28（火） ※受付時間「9：00～12：00」	11/27（月）～11/28（火） ※受付時間「9：00～12：00」	入園を希望する園 （定員に空きのある園）
第3次募集	12/18（月）～ ※受付時間「8：30～17：15」	12/18（月）～ ※受付時間「8：30～17：15」	市保育課

◎入園の選考基準

入園申込者数が定員を超えた場合は、次の基準に基づき優先度を判定し、優先度が高い世帯の児童から順に入園となります。

- 1 優先度は、選考基準表（次ページ）のSS・S・A・B・C・D・Eの順に入園の優先度が高いものとしします。
- 2 優先度の判定にあたっては、父母（児童を養育している者）のうち、順位の低い優先度を適用します。ただし、父母のいずれかが「保育士等として市内の認可保育所等で就労」している場合、順位の高い優先度を適用します。
- 3 居宅内・外労働（育休除く）、就学は、月60時間以上（目安：1日4時間以上かつ月15日以上）の就労等が前提となります。
- 4 10/1現在の在園児で、来年度継続児童及びその兄弟姉妹は、選考の対象とせず優先的に継続（入園）することができます。ただし、次の場合は、継続（入園）できないことがあります。
 - ①来年度継続児童及びその兄弟姉妹であっても、入園基準を満たさない場合は、継続（入園）できません。
 - ②兄弟姉妹の入園申込者数が定員を超えた場合は、兄弟姉妹内で優先度を判定し、選考を行います。

選考基準表

〔基準日：令和6年4月1日〕

就労形態		就労内容		優先度	
居宅外 労働	外 勤 育休中（予定）は (5)・(6)	(1)	保育士等として市内の 月 120 時間以上（休憩時間除く）	SS	
		(2)	認可保育所等で就労 月 120 時間未満（休憩時間除く）	S	
		(3)	月 120 時間以上（休憩時間除く）の就労	A	
		(4)	その他	B	
	外 勤 R6.4.1 時点で 育休予定	(5)	入園児童が3歳以上児の場合 ※R6.5.7までに復帰する場合は(1)～(4)となります	D	
		(6)	入園児童が3歳未満児の場合 ※R6.5.7までに職場復帰する場合は(1)～(4)となります ※産前産後は、(14)となります	入園できません	
	自 営 (個人事業主、 フリーランス等)	自営業主、 自営業専従者等	(7)	月 120 時間以上（休憩時間除く）の就労	A
			(8)	その他	B
		家族従業者等	(9)	就労時間に関わらず一律	B
居宅内 労働 (隣接含む)	自 営 (個人事業主、 フリーランス等)	自営業主、 自営業専従者等	(10)	月 120 時間以上（休憩時間除く）の就労	A
		家族従業者等	(11)	その他	B
		(12)	就労時間に関わらず一律	C	
	内 職	(13)	就労時間に関わらず一律	C	
出 産		(14)	産前6週(※)、産後8週の期間内 (※多胎妊娠の場合、14 週)	A	
障 が い		(15)	保護者が障がいで保育困難（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度）	A	
		(16)	保護者が障がいで保育困難（その他）	B	
療 養		(17)	入院、常時寝ている必要がある	A	
		(18)	その他病気療養のため保育困難	B	
介 護 等	重 度	(19)	親族の介護等のため保育困難（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5程度）	A	
	中 等 度	(20)	親族の介護等のため保育困難（身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級、要介護3程度）	B	
	軽 度	(21)	親族の介護等のため保育困難（その他）	C	
災害復旧		(22)	災害等で家を失ったり破損したため保育困難	A	
就 学		(23)	学校へ通うため	B	
求職活動		(24)	就労先を探したい	E	

※ 書類の不備、未提出は、優先度の判定ができないため、選考の対象外となり、入園できないことがありますので、ご注意ください。

○優先度が同一の場合は、以下の順に入園となります。

- ①生活保護世帯、②ひとり親世帯等、③産休・育休復帰に伴い入園する世帯、
- ④保育園等に入園申し込みした児童が多い世帯、⑤養育している18歳未満の児童が多い世帯、
- ⑥住所地の小学校区にある保育園に申し込んだ世帯、⑦経済的状況(前年分の父母等の合計所得金額)が低い世帯

◎その他

- 1 保育園等の生活上、何らかの支援が必要と思われる場合には、事前に保育課へご相談ください。
- 2 入園後、特に集団生活になじめないような場合は、関係機関等の指導を受けていただくことがあります。
- 3 入園基準（保育の実施基準）に該当しない児童であっても、公立園については次の条件に該当する場合、公立保育園及び幼保園（保育園部）に入園が可能です。入園申し込みの際に、ご相談ください。
ただし、希望の保育園の定員に余裕があるときなどに限ります。このため、年度の途中でも、退園していただくか、定員に余裕のある保育園へ変更していただくことがありますので、ご了承ください。

入園できる条件		入園できる公立園
(1)	西小学校区に住所がある3歳の児童 (同区域の幼稚園で3歳の受け入れを実施していないため) (4歳からは幼稚園へ入園となります)	公立保育園
(2)	興文、東、南、宇留生、静里、江東、中川小学校区、上石津地域、墨俣地域に住所がある児童のうち、3歳から5歳までの児童	公立保育園
(3)	児童の住所のある通園区域の幼稚園の園児数が定員を超えるため、入園できない場合	公立保育園
(4)	その他、家庭の事情によるもの	公立保育園 公立幼保園（保育園部）

※その他、私立認定こども園（1号認定）、または私立幼稚園をご利用ください。

Ⅲ 入園の申し込みに必要な書類について

◎家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類

○就労証明書又は

状況証明（申出）書……父母（各1枚）

※ 父母と別居している場合等には児童を養育している者

（記入方法については、14～15ページを参考にしてください）

○状況に応じて必要な書類……就労等の状況に応じて、次の必要書類を提出してください。

区 分		様式	必要書類
外勤 (正社員、パート、 派遣社員、役員等)	—	就労証明書 (令和6年度から の内定等の予定含 む)	(なし)
自営 (個人事業主、 フリーランス等)	すべての方		前年の確定申告書 or 税務署提出の 開業届 (※開業した当年度に限る。 継続入園時に確定申告書要提出) or 事業の運営状況が確認できる 書類 等の写し
内職	すべての方		直近1か月分の支払明細書等の写 し
出産	すべての方	状況証明（申出）書	母子健康手帳の写しなど出産予定 日の分かるもの
障がい	身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、 精神障害者保健福祉手帳1・2級		身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の写し
	その他		医療機関の診断書
療養	すべての方		医療機関の診断書
介護等	身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、 精神障害者保健福祉手帳1・2級、 要介護1～5		身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 介護保険被保険者証の写し
	その他		医療機関の診断書
就学	すべての方		在学証明書・学生証等の写し
災害復旧	すべての方		罹災証明書
求職活動	—		(なし)

※ 上記の表以外に、別途、証明書等が必要になる場合があります。

◎世帯の状況により必要な書類

区 分	必要書類
ひとり親世帯等	児童扶養手当証書の写し(交付されていない場合は、母子・父子家庭等医療費受給者証)
身障者等在宅世帯	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当認定通知書などの写し

◎利用料（保育料等）の決定に必要な書類

区 分	必要書類
令和5年1月2日以降に、大垣市に転入した場合(※)	令和5年度市町村民税所得課税証明書
令和5年1月1日時点で、父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合	
令和6年1月2日以降に、大垣市に転入した場合(※)	令和5年度市町村民税所得課税証明書 ＋ 令和6年度市町村民税所得課税証明書 (令和6年度分については、令和6年6月中旬に提出してください。)
令和6年1月1日時点で、父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合	
令和4年1月1日から12月31日までに、父母が海外赴任等により海外での収入がある場合	令和4年1月～12月までの海外での収入状況を証明するもの (令和5年1月～12月分については、令和6年6月中旬に提出してください。)

令和5年1月1日現在で市内在住の方は不要です。

※ 令和5年11月1日時点で大垣市に住所を有する方で、認定申請時に個人番号(マイナンバー)を記入いただいた場合は、原則省略となります(マイナンバー制度による情報連携で情報が確認できなかった場合は、後日、必要書類を依頼する場合があります)。

- 令和5年度市町村民税所得課税証明書については、令和5年10月1日現在、いずれかの園に兄弟姉妹が在園しており、令和5年度中に既にご提出いただいている場合は、あらためて提出していただく必要はありません。
- 所得課税証明書については、令和5年1月1日に居住していた市町村で発行できます。
- 父母の収入が一定基準に満たない場合、同居の祖父母の書類が必要になる場合があります(ご不明な点は、保育課までお尋ねください)。
- 海外での収入状況を証明するものは、勤務先で発行する給与証明書や年間分の給与明細などです。

◎提出日について

- 「家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類」・「世帯の状況により必要な書類」・「利用料の決定に必要な書類」を、次の日程で入園希望の園に提出してください。

【第1次募集の方】 …… 10月31日(火)・11月1日(水)・2日(木)の3日間
〔受付時間 9:00～12:00〕

【第2次募集の方】 …… 11月27日(月)・28日(火)の2日間
〔受付時間 9:00～12:00〕

※ 令和6年1月2日以降に大垣市に転入した場合や、令和6年1月1日現在で父母が単身赴任等で住所を市外に有する場合は、令和6年6月中旬に、令和6年度市町村民税所得課税証明書(海外赴任中もしくは赴任後の方は、海外での収入がわかる書類等)を提出してください。

※ 必要な書類については、兄弟入園等の場合もすべて1部で結構です。

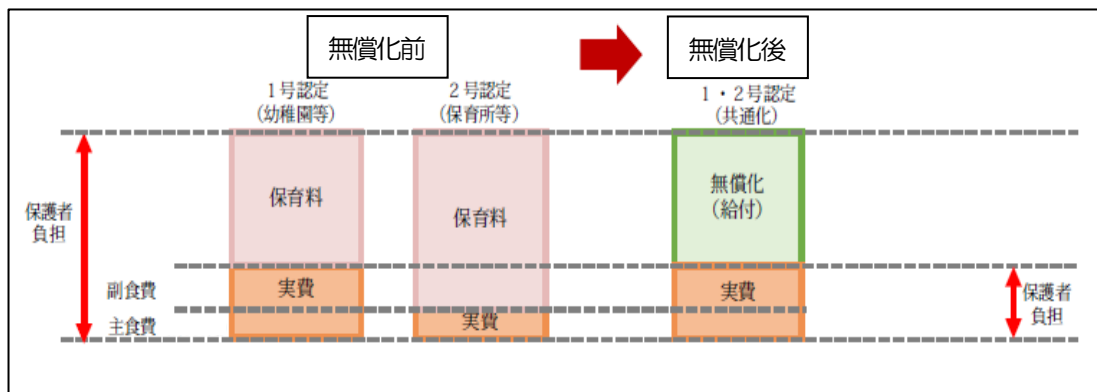
IV 利用料(保育料等)について

◎利用料（保育料等）

- 利用料は、児童と世帯・生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の所得に応じて、市町村民税を基に決定します
（利用料算定の市町村民税額には、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除、外国税額控除などは適用しません）。
 - ※ 父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母と同居している場合は、家計の主宰者との合算となります。
 - ※ 海外赴任等で海外での収入がある場合は、その収入も含めて利用料（保育料等）を算定します。
 - ※ 必要添付書類が未提出の場合は、入園の意思がないものと解釈し、入園の受付を取り消すことがありますのでご注意ください。
 - ※ 市では、毎年度利用料徴収基準額を定めています。令和5年度保育園等利用料徴収基準額表を参考にしてください（P16、17 参照）。
- 4～8月分の利用料は令和5年度市町村民税、9～3月分の利用料は令和6年度市町村民税の額を基に決定します。
- 利用料は、令和6年4月1日現在の満年齢によるクラス年齢の区分で算出します。
- その他、徴収基準額に応じ、多子減免があります。令和5年度保育園等利用料徴収基準額表を参考にしてください（P16、17 参照）。

◎幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、主に3歳児から小学校入学前までの幼児教育・保育が無償化されています。また、0歳児から2歳児は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。ただし、実費として徴収されている費用（給食費、バス代、教材費等）については、無償化の対象外となります。



保育園等と幼稚園等の比較表

事 項	保 育 園 等 保育園/幼保育園(保育園部)/認定こども園(保育認定) /小規模保育事業所	幼 稚 園 等 幼稚園/幼保育園(幼稚園部)/認定こども園(教育認定)
機能・役割	保護者が、仕事などの理由により、昼間保育できない 小学校就学前までの乳幼児を対象に保育を行います (3歳～5歳児は幼稚園教育に準ずる)。	小学校就学前の幼児を対象に教育を行います。
対象年齢	生後2か月から小学校就学前 ※各園の対応年齢は保育園等一覧表(10A'-Z')をご覧ください。	3歳児～5歳児 満3歳から：認定こども園(教育認定) 3歳児から：安井・川並幼稚園、 綾里・赤坂・青墓・日新・荒崎・北 ・三城幼保育園 4歳児から：西幼稚園
原則的な 保育時間等 〔予定〕	【公立保育園・幼保育園】：午前8時30分～午後4時30分 【みそぎ・わかたけ・きど・みのり・宝林・はだしっこ・木の花保育園・わかたけ小規模・はだしっこつくし保育園】 ：午前8時30分～午後4時30分 【むつみ・あおいこども園、大垣ひかり保育園、浅草ひかりにこにこ園】 ：午前8時15分～午後4時15分 【その他の私立保育園・認定こども園】 ：午前8時00分～午後4時00分 ※必要に応じて土曜日も保育可能。(全保育園等)	午前9時～午後2時 (夏休み、冬休み、春休みがあります) 【幼稚園・幼保育園】 3歳児のみ入園後1週間は午前11時まで。(給食なし) 3歳児は、その後4月末までは午後12時30分まで。 (給食あり) ※認定こども園は各園により異なります。
特 別 保 育	延長保育 30分150円(一部の園を除く)。 ※時間は保育園等一覧表(10A'-Z')をご覧ください。 休日保育 各園の在園児は、休日保育実施園(きど保育園)の 利用が可能。 障がい児 保育 集団保育が可能な障がい児を保育 個別保育(指導)をしている実施園 ゆりかご・すもと・墨俣保育園、赤坂・日新・北・ 三城幼保育園	保育時間後の預かり保育は行いません。 言語通級学級/赤坂・日新・北・三城幼保育園
保育料等 令和5年度(参考)	<月額保育料> ・保護者の市町村民税の額に応じて決定 3歳未満児 0円～38,500円(給食費を含む) 3歳以上児 0円 <主食費> 3歳以上児 公立：580円 私立：各園で定められた金額 <副食費> 3歳以上児 公立：4,500円 私立：各園で定められた金額 <その他の費用> 保護者会費 公立・私立とも各園で定められた金額 個人使用の保育用品代 など	<月額保育料> ・保護者の市町村民税の額に応じて決定 3～5歳児 0円 <給食費> 3歳児 幼稚園3,600円(4・8月除く) 幼保育園3,500円(8月除く) 4歳児 3,500円(8月除く) 5歳児 3,700円(8月除く) ※認定こども園は各園におたすねください。 <その他の費用> ・教材費 1,000円 ・保護者会費 300円～400円 など ※認定こども園は各園におたすねください。
通 園	・全園児通園区域指定なし ・保護者の送迎必要(私立保育園・認定こども園は、 一部を除いて通園バスあり)	・3、4歳児は通園区域指定なし ・5歳児は通園区域に指定あり(小学校の通学区域に 準ずる。ただし、興文、東、南、宇留生、静里、江 東、中川小学校区、上石津地域、墨俣地域のお子さ んには通園区域の指定はありません) ※3歳または4歳で入園した園児は、同一園に5 歳まで就園することができます。また、通園区域 の幼稚園に変わることもできます。 ※認定こども園は通園区域に指定はありません。

令和6年度以降、上記項目について、一部内容が変更となる場合があります。

保育園一覧表

	園名	所在地	電話番号	対象児	開所時間	備考
公立	丸の内保育園	丸の内2丁目78	78-3034	2か月以上	7:00~18:30	
	ゆりかご保育園	南切石町2丁目67	78-5300	〃	7:00~18:30	個別保育(指導)(障がい児)
	西保育園	南若森町665-3	78-3935	1歳以上	7:00~18:30	
	南保育園	南瀬町4丁目1	78-3934	2か月以上	7:00~18:30	
	安井保育園	大井1丁目1-2	81-1406	〃	7:00~18:30	
	すもと保育園	外濑4丁目67	89-5550	〃	7:00~18:30	個別保育(指導)(障がい児)
	牧田保育園	上石津町牧田2101	47-2604	6か月以上	7:30~18:00	
	時保育園	上石津町堂之上823	45-3040	〃	7:30~18:00	
	墨俣保育園	墨俣町上宿483-1	62-5153	〃	7:30~19:00	個別保育(指導)(障がい児)
私立	みそぎ保育園	北方町1丁目1591	75-1904	2か月以上	7:15~19:15	
	わかたけ保育園	西之川町1丁目110	73-2530	〃	7:15~19:15	
	きど保育園	木戸町440	73-8007	〃	7:00~19:00	
	みのり保育園	室本町4丁目14	78-4827	〃	7:00~19:00	
	宝林保育園	貝曾根町166	78-7638	〃	7:15~19:15	
	はだしっこ保育園	大池町15-5	78-1851	〃	7:15~19:15	
	木の花保育園	開発町5丁目658-1	84-7325	〃	7:00~19:00	
	一之瀬保育園	上石津町一之瀬524-4	47-2607	〃	7:00~19:00	

幼保園(保育園部)一覧表

	園名	所在地	電話番号	対象児	開所時間	備考
公立	綾里幼保園	綾野5丁目87	91-4440	2か月以上	7:00~18:30	
	赤坂幼保園	赤坂新町1丁目49	71-1635	〃	7:00~18:30	個別保育(指導)(障がい児)
	青曇幼保園	青曇町2丁目228	91-0262	1歳以上	7:00~18:30	
	日新幼保園	入方1丁目38	89-1721	2か月以上	7:00~18:30	個別保育(指導)(障がい児)
	荒崎幼保園	長松町771-1	91-7316	〃	7:00~18:30	
	北幼保園	室村町1丁目42-8	73-7112	〃	7:00~18:30	個別保育(指導)(障がい児)
	三城幼保園	東町3丁目27-1	84-3553	〃	7:00~18:30	個別保育(指導)(障がい児)

認定こども園(保育認定)一覧表

	園名	所在地	電話番号	対象児	開所時間	備考
私立	みつづかこども園	三塚町411-1	78-5400	2か月以上	7:15~19:15	
	ながさわこども園	長沢町3丁目63	73-1579	〃	7:15~19:15	
	むつみこども園	荒尾町1019	91-2813	〃	7:15~19:15	
	あおいこども園	中曾根町685	92-1293	〃	7:15~19:15	
	大垣ひかり保育園	中川町3丁目96	74-5996	〃	7:15~19:15	
	浅草ひかりにこにこ園	浅草3丁目48	89-6279	〃	7:15~19:15	
	かみいしづこどもの森	上石津町下多良694-2	45-2040	〃	7:15~19:15	

小規模保育事業所一覧表

	園名	所在地	電話番号	対象児	開所時間	備考
私立	わかたけ小規模保育園	西之川町1丁目131-4	75-7755	2か月~ 2歳児	7:30~18:30	
	はだしっこつくし保育園	大池町14-3	47-6295		7:15~19:15	

◎延長保育のご利用については、各園へご相談ください。

◎公立・私立にかかわらず、延長保育実施園での延長保育のご利用については、30分につき150円の延長保育料(令和5年度参考単価)が別途必要です。※一部の園を除く。

◎個別保育(指導)(障がい児)については、入所等の相談を実施園で行います。

◎早産のお子さんの入園(生後2~3か月)については、修正月齢で判断します。

保育園・幼保園・認定こども園・小規模保育事業所 配置図



保育園

- ① 丸の内保育園
- ② ゆりかご保育園
- ③ 西保育園
- ④ 南保育園
- ⑤ 安井保育園
- ⑥ すもと保育園
- ⑦ 牧田保育園
- ⑧ 時保育園
- ⑨ 墨俣保育園
- ⑪ みそぎ保育園
- ⑫ わかたけ保育園
- ⑬ きど保育園
- ⑭ みのり保育園
- ⑮ 宝林保育園
- ⑯ はだしっこ保育園
- ⑰ 木の花保育園
- ⑱ 一之瀬保育園

幼保園

- ① 綾里幼保園
- ② 赤坂幼保園
- ③ 青墓幼保園
- ④ 日新幼保園
- ⑤ 荒崎幼保園
- ⑥ 北幼保園
- ⑦ 三城幼保園

認定こども園

- ⑪ みつづかこども園
- ⑫ ながさわこども園
- ⑬ 大垣ひかり保育園
- ⑭ 浅草ひかりにこにこ園
- ⑮ かみいしづこどもの森
- ⑯ むつみこども園
- ⑰ あおいこども園

小規模保育事業所

- ① わかたけ小規模保育園
- ② はだしっこつくし保育園

支給認定申請書兼入園申込書の記入方法（新規用）

（入園申込書は園児 1 人につき 1 枚です）

- 1 満年齢は令和 6 年 4 月 1 日現在で記入してください。
- 2 「①世帯の状況」は、入園児童以外の同居家族を全員記入してください。

「ひとり親家庭」、「生活保護の適用」、「障がい児（者）のいる世帯」欄については、該当する場合は必ず記入してください。

- 3 「利用希望期間」は、「保育を必要とする理由」に照らして、家庭で保育できないと見込まれる期間を記入してください。

＜期間の一覧表＞

入所時の年齢	小学校就学前まで
0 歳	令和 12 年 3 月 31 日まで
1 歳	令和 11 年 3 月 31 日まで
2 歳	令和 10 年 3 月 31 日まで
3 歳	令和 9 年 3 月 31 日まで
4 歳	令和 8 年 3 月 31 日まで
5 歳	令和 7 年 3 月 31 日まで

- 4 「利用を希望する施設名」及び「希望理由」は、第 1 希望の施設名を記入し、該当する理由にチェックしてください。
- 5 「保育を必要とする理由」及び「希望する利用時間」は、該当する理由と時間にチェックしてください（保育標準時間は 1 か月の就労時間が両親とも 1 20 時間以上（休憩時間除く）必要です）。

個人番号（マイナンバー）の記載について

保育園等の利用申込に個人番号の記載が必要となります。

【 個人番号が必要となる書類 】

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入園申込書（2・3号認定用）
- ・施設型給付費支給認定申請書（1号認定用）
- ・施設型給付費・地域型給付費等支給認定変更申請（届出）書兼支給認定証再交付申請書

【 申請の際に必要な書類 】

- ・申請者本人が申請書等を提出する場合
 - ①本人の番号確認書類（個人番号カード、番号付き住民票）
 - ②本人の写真付き身元確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）
又は本人の写真なし身元確認書類（健康保険証、国民年金手帳など2点）
- ・代理人が申請書等を提出する場合
 - ③申請者の番号確認書類（①と同じ）
 - ④代理人の身元確認書類（②と同じ）
 - ⑤委任状（申込書裏面記入もしくは別紙様式）

記入例

台帳番号		
兄弟台帳番号		

令和6年度

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入园申込書（2・3号認定用）



代理人が申請書を提出する場合は、裏面の委任状に記入してください。

令和6年10月12日

保護者名	大垣 春雄		
住所	大垣市 丸の内2丁目		
電話番号	090-1234-5678 自宅(携帯)父(母)		
令和5年1月1日現在の住所	1 上記と同じ 2 その他(〇〇県〇〇市1-2-3 〇〇101号)		

日中電話対応可能な保護者の連絡先を記入してください。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな) おおがき たろう 大垣 太郎	生年月日 (R6. 4.1 現在の満年齢) 平成 令和 元年 5月 5日 (満4歳)	性 別 続 柄 男・女 第2子	保育園等 在園経験 有 無 (〇〇保育園)	身障手帳 等の有無 無 有(級)

①世帯の状況

区分	氏 名 (ふりがな)	子どもとの続柄	生 年 月 日 個人 番 号	性別	勤務先(職業)・学校名等	備考
子どもの世帯員 (本人を除く。)	おおがき 春雄 大垣 春雄	父	令・平・昭・大 58年 4月 4日 1 2 3 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	男	〇〇商事	同居 別居
	おおがき 夏子 大垣 夏子	母	令・平・昭・大 60年 8月 8日 2 3 4 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	女	喫茶〇〇	同居 別居
	おおがき 秋雄 大垣 秋雄	祖父	令・平・昭・大 33年 10月 10日 3 4 5 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	男	〇〇建設	同居 別居
	おおがき 冬子 大垣 冬子	祖母	令・平・昭・大 37年 12月 12日 4 5 6 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	女	無職	同居 別居
	おおがき 花子 大垣 花子	姉	令・平・昭・大 28年 3月 3日 5 6 7 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	女	〇〇小学校	同居 別居
				令・平・昭・大 年 月 日 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	男 女	

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭(児童扶養手当の受給 有・無) <input type="checkbox"/> 生活保護の適用(年 月 日開始)
	<input type="checkbox"/> 障がい児(者)のいる世帯(氏名)

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用希望期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで		
利用を希望する施設名	〇〇〇〇園	希望理由	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟入所 <input type="checkbox"/> その他()

③保育を必要とする理由等

保育を必要とする理由 (続柄に〇印)	続 柄	必要とする理由
	父(母) その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
	父(母) その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
希望する利用時間	<input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間 (原則的な保育時間8時間)	
	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 (開園から11時間)：父母等の1か月の就労時間が120時間以上必要	

※育児中、求職活動中については、保育短時間となります。

※就労証明書について、虚偽の記載や偽造、変造（無断作成、改変）した場合は、給付認定及び利用を取り消すとともに、刑法第159条有印私文書偽造罪等の刑事責任を問われることがありますのでご注意ください。

就労事由の場合

就労証明書

記入例

大垣市長 宛

- 就労証明書は大垣市ホームページからもダウンロードできます。
- 記載を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き、正しく記入し直してください。（消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具や、修正液・修正テープの使用は不可。）
- 派遣社員の場合は、派遣元で証明してください。
- 出向している場合は、内容証明できる事業所で証明してください。
- 内職の場合、委託元で証明してください。
- （その他詳細については、市ホームページの「記載要領」及び「よくある質問と回答」をご確認の上、証明してください。）

証明日	西暦	2023	年	10	月	20	日
事業所名	●●株式会社						
代表者名	代表取締役 ●●●●						
所在地	大垣市●●						
電話番号	0584	—	XX	—	XXXX		
担当者名	大垣 一郎						
記載者連絡先	0584	—	XX	—	XXXX		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

令和6年4月1日を基準日として作成してください。

No.	項目	令和6年4月1日を基準日として作成してください。																
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他()																
2	フリガナ	オオガキ ナソコ																
	本人氏名	大垣 夏子							生年月日	1985 年 8 月 8 日								
3	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)			2023 年 10 月 1 日 ~ 2024 年 9 月 30 日												
4	本人就労先事業所	名称	喫茶〇〇															
		住所	大垣市〇〇〇															
5	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他()																
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計時間	月間	150	時間	分	(うち休憩時間 1200 分)			
		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		一月当たりの就労日数	月間	20	日	一週当たりの就労日数	週間	5
	平日 8 時 45 分 ~ 16 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)																	
	No.6 (No.12 該当の場合、No.12 の期間)において、父母等とともに1か月の就労時間が120時間以上(休憩時間除く)の場合、「保育標準時間」の認定が可能。																	
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日															
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	就労実績欄は記入不要です。																
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年																
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由																
		期間 年 月 日 ~ 年 復職予定の場合、令和6年5月7日までの年月日でないと入園不可。																
11	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																
13	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input type="checkbox"/> 無																
14	備考欄	No.3「雇用(予定)期間等」で「有期」の場合、雇用契約更新予定の有無を(有の場合は更新予定頻度も)記入してください。																
追加的記載項目欄																		
15	有期雇用の契約更新の有無	雇用契約更新予定 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (12カ月ごと) <input type="checkbox"/> 無																

記入例

就労事由以外の場合

園名	〇〇〇〇園	受付番号	—	児童名	〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇 児童との続柄：父・母・祖父・祖母・その他				

状況証明（申出）書

該当する状況の欄にご記入ください。

は該当するところにチェックしてください。

出 産	<input type="checkbox"/> 出産(予定)日 令和 年 月 日 産前6週間前(※)から産後8週間後の入園になります。※多胎妊娠の場合、14週間前
障 が い	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級程度 <input type="checkbox"/> その他 ()
療 養	<input type="checkbox"/> 入院または常に寝ている必要がある <input checked="" type="checkbox"/> その他(週4日通院が必要) ※必ず医師の診断書が必要です。
親族の介護等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5程度 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級、要介護3程度 <input type="checkbox"/> その他 () 〔介護(看護)が必要な方の氏名： 続柄： 同居・別居〕
災害復旧	<input type="checkbox"/> 被害状況：
就 学	<input type="checkbox"/> 就学先： 期 間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
求職活動	<input type="checkbox"/> 入園3か月目の20日までに、就労を証明する書類を提出しない場合、退園となることを承諾します。〔署名欄： 〕 〔求職活動状況： 〕

◎ 障がい(身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級を除く)、療養、親族の介護等(要介護以上の認定を受けている場合を除く)の方は、下記の診断書が必要です。

診 断 書			
患者氏名	〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
病 名	〇〇〇〇〇〇病 令和6年4月1日以降の状況		
加療見込期間	令和 5 年 11 月 1 日 ~ 令和 6 年 10 月 31 日		
加療の方法	1. 入院 2. 自宅療養で常に寝ていること 3. その他(週4日通院))		
児童保育の可否	1. 保育困難 2. やや保育困難 3. 保育に支障なし		
親族の介護・看護	1. 必要とする 2. 必要としない		
親族の介護・看護を必要とする場合の程度	1. 身の回りのことを、ほとんどできない 2. 身の回りのことを、自分ひとりでできない 3. 身の回りのことで、何らかの介助を必要とする		
上記のとおり診断します。----- 令和 年 月 日			
住 所 医療機関名 医師氏名 (印)			

令和5年度 保育園等利用料徴収基準額表（3号認定）（3歳未満児）

入所児童の属する世帯の階層区分			利 用 料 (円)		
階 層	徴 収 基 準		保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護世帯		0	0	
B階層	市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	C1	12,600	11,700
		48,600円以上 57,700円未満	C2-1	18,500	17,600
		57,700円以上 63,000円未満	C2-2		
		63,000円以上 97,000円未満	C3	20,500	19,600
		97,000円以上 133,000円未満	C4	27,500	26,600
		133,000円以上 169,000円未満	C5	30,300	29,400
		169,000円以上 301,000円未満	C6	35,700	34,800
		301,000円以上 397,000円未満	C7	37,100	36,200
		397,000円以上	C8	38,500	37,600

【多子軽減】

- ① A階層、B階層の世帯の保育料は無料です。
- ② C1階層及びC2-1階層の世帯については、生計を一にする子どものうち、年齢の高い順に数えて2人目の児童は6割軽減、3人目以降の児童は無料です。
- ③ C2-2階層及びC3階層の世帯については、18歳未満(※)の児童を3人以上養育している世帯は、年齢の高い順に数えて3番目以降の児童は無料です。
- ④ C階層（①又は②に該当する世帯を除く）の世帯については、同一世帯で2人以上同時に保育園、幼稚園、認定こども園などの特定教育・保育施設等に入所している場合は、年齢の高い順に数えて2人目の児童は6割軽減、3人目以降の児童は無料です。
- ⑤ C階層（①又は②に該当する世帯を除く）の世帯については、18歳未満(※)の児童を3人以上養育している世帯は、年齢の高い順に数えて3番目以降で、3歳未満の児童は無料です。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

<減免規定>

○B1階層、C1階層、C2-1階層、C2-2階層及びC3階層（市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る）の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯については、利用料が減免となります。

- ・ひとり親世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯）
- ・在宅障がい児(者)のいる世帯
- ・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

入所児童の属する世帯の階層区分			利 用 料 (円)		
階 層	徴 収 基 準		保育標準時間	保育短時間	
B階層	市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	C0	6,300	5,850
		48,600円以上 63,000円未満	C0-2	9,000	8,700
		63,000円以上 77,101円未満	C0-3	9,000	8,700

【多子軽減】

減免規定に該当する世帯については、生計を一にする子どものうち、年齢の高い順に数えて2人目以降の児童は無料です。

令和5年度 保育園等利用料徴収基準額表（2号認定）（3歳以上児）

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料が無料となりましたが、副食費は、園による実費徴収となります。副食費の金額については、別紙通知書でご確認ください。

入所児童の属する世帯の階層区分		副食費（円）	
階層	徴収基準	公立施設	私立施設
A階層	生活保護世帯	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯	0	0
C階層	市町村民税所得割課税額	57,700円未満(※)	0
		57,700円以上	4,500

(※) ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満世帯となります。

【多子軽減】

- ⑥ C階層の市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯については、同一世帯内の小学校就学前の児童のうち、最年長の児童から数えて第3子以降に該当する児童は無料です。
- ⑦ C階層の市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満の世帯については、18歳未満(※)の児童を3人以上養育している世帯は、年齢の高い順に数えて3番目以降の児童は無料です。
- ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

保育施設・幼稚園 情報等 大垣市HP QRコード 一覧



保育園、幼保園、 認定こども園 一覧	
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園部の各園について 情報提供 (HP等) 	

幼稚園 一覧	
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園部の各園について 情報提供 (HP等) 	

各種お知らせ	
<ul style="list-style-type: none"> ● 新年度入園、選考に関する お知らせ等 	

就労証明書について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年度以降の 様式記載例、FAQ等 	

途中入園・予約	
<ul style="list-style-type: none"> ● 年度途中からの入園、予約 (育休復帰)制度 	

私立幼稚園等無償化	
<ul style="list-style-type: none"> ● 私立幼稚園、認可外保育 施設の無償化 ● 新1. 2. 3号認定制度 	

一時保育	
<ul style="list-style-type: none"> ● 一時保育に関する利用方法 実施園、料金 	

病児保育	
<ul style="list-style-type: none"> ● 病児保育施設に関する 利用方法、料金 	



【お問い合わせ先】
 大垣市子ども未来部保育課
 (電話) 0584-47-7096

子育て情報満載!

大垣市子育て支援アプリ!

お手軽
ダウンロードで
あなたのスマホが
子育て情報の宝箱!

ダウンロードは
こちらから →

GooglePlay/AppStoreで無料配信中!

Google Play
でダウンロード

App Store
からダウンロード

(お問い合わせ)
キッズピアおおがき子育て支援センター ☎0584-47-7200
企画部情報企画課情報システムグループ ☎0584-47-8290

大垣市スコットキャラクター
おがっさい

大垣市スコットキャラクター
おあむちゃん

8月2日から8月8日は
「水都っ子ウィーク」です

大垣市子育て支援条例に定める

～子どもの幸せを第一に考え 子どもと過ごす時間を大切にしましょう～

保育園等について、詳しくは、
保育課または各園までお尋ねください。

〒503-8601
大垣市丸の内2-29
大垣市役所 こども未来部 保育課
電話：0584-47-7096 (直通)

